



＜今年も早や半年を過ぎようとしています＞

毎年思うのですが、またすぐに年末になって正月になるのだろうかあと、そして、自分も1年づつ確実に年をとって行くのですね。幸いみんな平等に年をとっていきますから(笑)1日1日無駄にしない毎日、充実した日々を積み重ねることを心掛けていきます。

「今年はずい夏になるのでしょうか?」今から3カ月覚悟がいますが、涼しく構えて乗り切りましょう。

今年に入り税務調査が増えています。特に法人の調査が多くなっています。

国税通則法の改正で税務調査の手続きが厳格になり1件あたりの調査にかかる日数が増えた為に1年中税務調査をしないと件数がこなせないとのこと。

税務署員も大変です。上から調査件数で尻を叩かれているようです。税務調査には「正々堂々」臨みましょう。

運命共同体、一生ぶきあいの覚悟で鳥山会計が一緒になって頑張ります。

来年は私が税理士を始めて30年という節目を迎えます。

10年、20年で何もせず単なる通過点としてがむしゃらに走ってきたてしまいましたが、来年の秋には30周年記念パーティーを開催しますので、皆様是非ともご出席下さい。

長年の夢でもありました顧問先1,000件も達成できました。

これもひとえに顧問先、従業員、その他ご縁のある方々のおかげです。これからも鳥山会計をよろしくお願い申し上げます。

平成27年6月吉日

鳥山 昌則

◆これも不動産収入です!◆

ー携帯電話のアンテナを

屋上に着けたらー

我がマンションは駅から徒歩8分、日当たり良好、銀行も近い、スーパーも近い、とっても便利!

ただ、築30年が経ち、外壁塗装等、修繕費もそれなりにかかります。でも、ご安心!

8階建ての良さを生かし、KDDI、ソフトバンクなどのアンテナを設置して、毎年大きな金額が管理組合に入金されます。と、思ってた。そうです、申告と納税です。携帯電話のアンテナ設置料収入は収益事業に該当し、たとえ入金先が管理組合であったとしても、人格のない社団として法人税の申告と納税をすることになります。

このことは、昨年7月国税庁のホームページの質疑応答事例集にも追加されました。

携帯電話がどんどん繋がりがりやすくなるという事は、こつこついう事にも影響してくるんですね。場合によっては、消費税の課税事業者になるところもでてくるかもしれません。

来年からは一般会計と別にして、納税資金をとっておかないといけません。(度々)



【収益事業の範囲】

法人税法上の収益事業とは、マンション管理組合が賃貸借事業に基づいて、マンション(建物)の一部を他の者に使用させその対価を得た場合には、収益事業(不動産賃貸業)に該当し、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課されることとなります。

お客様をご紹介ください

挽きたての香り!が楽しめる

「コーヒーギフト」又は
鳥山農園の美味しい「コシヒカリ」
のいずれかをプレゼント

~いつもお世話になっている皆様へ~

鳥山会計とグループ会社にお客様をご紹介下さい。

ご紹介いただいた方がご成約された際には、鳥山会計

お薦め「コーヒーまめ屋」特製の「コーヒーギフト」または



↑コロンビア・ブラジル産の厳選された

二名使用... (partially obscured)



↑福井県勝山市の鳥山の実家で有機肥料栽培されたコシヒカリ



＊税務調査＊

―最新事例のご紹介―

ケース①【法人の税務調査】

家族旅行を交際費処理していた。社長
の家族のみで行った年1回の旅行費用
30万円を交際費として支出経理して
いた。

↓調査官は否認し、社長の役員賞与とす
るというが、当社は交際費であることに
着目。交際費とは接待、供応、慰安、贈
答、その他これらに類する行為のために
支出するものをいう。とあり、得意先、
仕入先は勿論、役員、従業員、株主も含
むものと規定されていることから、役員
に対する会社の接待慰安旅行であり、役
員賞与はあり得ないと主張し、認められ
たケース。

但し、福利厚生費で処理すると全員参
加等要件が厳しい為、アウトにされるの
で要注意!!

ケース②【個人の税務調査】

震災で被災したマンションを購入し、
直して再度賃貸に出す為の費用が約8,
000万円と多額であり、一度に修繕費
として必要経費にしたことが問題にな
り、資本的支出に該当する為、建物の減
価償却に加えるように調査官に指摘さ
れたケース。

↓調査官は納税者は既に壊れたものを
購入し、大規模修繕を行い、当該マンシ
ョンの価値を高めたから資本的支出に
該当する為、一度に必要な経費にはでき
ず、減価償却にすべきだと主張してい
た。一方で納税者が当該建物を震災前か
ら所有し、賃貸していたところ修繕して
直していたならば、原状回復費にしても

OKと答えていた。納税者はどうしても
納得がいかず、遙々東京辺りの税理士を
何人も尋ね歩き、ようやく鳥山会計の門
戸にたどり着いたのです。鳥山は各法令
通達を読み返し「固定資産について支出
した金額」という表現に着目し、所有者
の変更は、修繕費資本的支出かの論点で
はなく、その固定資産(建物)について生
じた損害について支出することに対する
判断になるから、当然に元の価値に戻
した原状回復費であり、一時の必要経費
であると主張し、認められたケース。

ケース③【相続税の税務調査】

相続人の被相続人に対する立替金と
かんぽ生命保険の生命保険契約に関す
る権利を指摘されたケース。

↓調査官はまず、立替金について指摘し
ました。相続人が被相続人の後見人にな
る以前から、度々被相続人の口座から相
続人の口座へのお金の異動があり、調査
官からの指摘により株の保証金として
使用していたことが発覚しました。これ
は相続人の被相続人の立替金になると
いうことで、追加で課税されることにな
りました。税務署は過去10年分を遡っ
て調べてきます。

次に、かんぽ生命保険の契約に関する
権利についてですが、こちら側としては
財産性があるということがわからず、当
事務所へ報告していなかったが故に、計
上漏れとなっていたと判断しましたが、
税務署側の言い分では、その前に簡易保
険の満期金を収受していたことから、財
産性があることをわかっていたはずだ
ということ、意図的に隠していたと判
断され、重加算税がかけられることに

なってしまうました。残念ですが、更に
調べると多額の相続税の追加が予想さ
れ、調査期間も長引く為妥協しました。

他には、母親の葬式費用を今回の被相
続人である父親が負担していたが、分割
協議書から相続人が負担すべきで、これ
も立替金になるのではという税務署の
主張がありましたが、分割協議書に記載
されていたことは負債についての処分
であり、葬式費用については言及されて
いなかったため、それならば習慣として
夫が負担することが一般的だという鳥
山の主張により、母親の葬式費用につ
いては何もなしという結果になりました。
(一矢報いました)

以上のことから、被相続人は通帳につ
いて最低でも3年程前から確認し、大き
めの金額の移動がある場合には内容を
聞き贈与等があるかを確認すること。財
産性があることわかりにくい生命保険
契約に関する権利等については、事前に
説明し、これらの計上漏れが発生しない
ように注意しなければなりません。税務
調査は泣き笑いのドラマのようです。闘
う税理士が1円でも合法的に税金を安
くします。

＜お客様の広告＞

梅雨の時期、カビや臭いが気にな
りませんか?ハウスクリーニング
のプロにより、汚れを徹底的に除去
して、気持ちよく夏を迎えては如何
でしょう。

無料でお見積りいたしますので
まずは下記までお気軽にお電話下
さい。



おそうじ本舗

新座北店

埼玉県ふじみ野市中丸 2-2-67

担当：宮寺 (みやでら)

0120-993-796

http://www.osoujihonpo.com



～お知らせ～

当事務所では、(株)日本政策金融公庫と連携し、「一日公庫」を6月及び
11月に開催しています。融資のご相談があれば、(株)日本政策金融公庫の融
資担当者がお客様と面談し、審査を行います。

日本政策金融公庫まで足を運ばなくても、当事務所で融資担当者との面談
が可能ですし、担当者が待機しているので、安心して面談を受けられます。

また、「一日公庫」実施日以外でも、融資のご相談がありましたら、随時
受け付けておりますのでいつでも担当者までご連絡ください。